

西尾市経済環境適応資金 信用保証料補助金のご案内

【概 要】

西尾市では、愛知県経済環境適応資金を受けた中小企業者等に対し、当該融資を受ける者が負担する信用保証料について、一定の条件を満たした場合に補助金を交付します。

【対 象】

次の要件をすべて満たす者としてします。

- ・法人の場合は本店、個人の場合は住所地又は主たる事業所を市内に有すること
- ・市税の滞納が無いこと
- ・補助金の申請までに信用保証料の支払いを済ませていること

【補 助 金 額】

補助対象融資制度名	補助率	一補助対象者あたりの上限(年度内)
創業等支援資金(環創)	100%	20万円(100円未満切り捨て)
上記以外の経済環境適応資金	50%	5万円(100円未満切り捨て)

ただし、融資金額に借換を含む場合は、支払済信用保証料から返戻保証料を差し引いた額とします。

また、資金使途に補助対象外となる車両等(※)を含む場合は、その分の支払済信用保証料を控除して算出します。

(※) 補助対象外となる車両等

3・5・7ナンバーの車両並びにこれらに付属するもので、これらの改造費等の諸経費を含むものとします。(ただし、緑ナンバー、黒ナンバーの車両は除きます)また、申請者と自動車検査証の使用者の氏名又は名称及び住所が異なる場合もナンバーに関わらず補助の対象外となります。

【申請方法】 次の書類を、西尾市役所商工振興課窓口にご提出ください。

① 経済環境適応資金信用保証料補助金 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)	
② 金融機関証明書(様式第2号)	貸付を行った金融機関にて記入
③ 経済環境適応資金信用保証料補助金 交付請求書(様式第4号)	日付、金額は記入しないで下さい。
④ 信用保証書の写し	
⑤ 市税の完納証明書	市役所収納課にて発行
⑥ (車検証の写し)	資金使途に補助対象となる車両を含む場合
⑦ (返戻保証料の額を証明する書類の写し)	回収条件がある場合

※上記①・②・③の様式は、西尾市ホームページからダウンロードできます。

【申請期限】

金融機関からの融資を受けた日から30日以内となります。

(申請期限が休日に該当する場合は、休日前の平日が期限となります。)

【注意事項】

予算に達した時点で受付を終了します。

問合先 西尾市産業部商工振興課 電話0563-65-2168
西尾市ホームページ <http://www.city.nishio.aichi.jp/>